

議案第 3 2 号

みやき町森林環境譲与税基金条例の制定について

みやき町森林環境譲与税基金条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年 3 月 29 日法律第 3 号）の公布に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、森林の整備に関する諸施策に要する経費に充てるために、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、みやき町森林環境譲与税基金条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 町は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林整備の促進に関する施策に要する経費に充てるため、みやき町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。